

使用開始等届出について

使用水	届出要件	届出区分	
水道水のみ	世帯転入	開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
	水道水以外の水を追加又は変更	その他(使用水変更)	

水道・井戸水併用	世帯転入	開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
	使用者人数の増・減	その他(人数変更)	
	※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	

井戸水のみ	世帯転入	開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
	水道水の追加及び変更	その他(使用水変更)	
	使用者人数の増・減	その他(人数変更)	
	※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	

平成30年1月検針分より使用料の賦課・徴収事務は千葉県企業局に委託しています。
 上記の手続き及び料金等のお問い合わせは、県水お客様センターまでご連絡お願いいたします。
 ※については鎌ヶ谷市にお問い合わせください。

県水お客様センター

平日 8:45~18:00 土曜 8:45~17:00 / TEL 0570-001245 (ナビダイヤル)